

第7条 条例第9条第1項の規定による届出は、制限行為の開始にあつては砂防指定地内行為開始届（別記第8号様式）、砂防設備の占用の開始にあつては砂防設備占用開始届（別記第9号様式）により行うものとする。
（終了届等）

第8条 条例第9条第2項の規定による届出は、制限行為の終了、中止又は廃止にあつては砂防指定地内行為終了（中止・廃止）届（別記第10号様式）、砂防設備の占用の終了、中止又は廃止にあつては砂防設備占用終了（中止・廃止）届（別記第11号様式）により行うものとする。
（地位承継届）

第9条 条例第10条第2項の規定による届出は、地位承継届（別記第12号様式）に戸籍謄本、商業登記簿謄本その他の承継の事実を証する書類を添付して行うものとする。
（標識の設置）

第10条 条例第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者は、当該許可の期間中、砂防指定地内行為許可標識（別記第13号様式）又は砂防設備占用許可標識（別記第14号様式）を当該許可に係る制限行為若しくは占有をする場所又はその近くの見やすい箇所に設置しなければならない。
（身分証明書の携帯）

第11条 砂防法（明治30年法律第29号）第23条第1項の規定により知事が指定した職員が砂防指定地又はこれに隣接する土地に立ち入るときは、身分証明書（別記第15号様式）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（書類の提出）

第12条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副2通とし、当該砂防指定地を所管する地域振興局長又は熊本土木事務所長を経由しなければならない。
附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（熊本県砂防指定地管理規則の廃止）

2 熊本県砂防指定地管理規則（昭和45年熊本県規則第65号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。